

「シストレ24MirrorTrader 取引説明書」の一部改正について

下線部変更
(平成25年12月1日)

| 現 行 | 変 更 後 |
|---|---|
| (前 文) (省 略) | (前 文) (現行どおり) |
| (枠 内) (省 略) | (枠 内) (現行どおり) |
| (本 文) | (本 文) |
| 1.～2. (省 略) | 1.～2. (現行どおり) |
| 3. 取引の注文 | 3. 取引の注文 |
| (1)～(3) (省 略) | (1)～(3) (現行どおり) |
| (4) 注文の種類 | (4) 注文の種類 |
| ①成行注文 (マーケット) | ①成行注文 (マーケット) |
| 価格を指定せずに数量のみを指定し、発注したときに市場で売買できる価格で即時に取引を成立させる注文です。当社がお客様の注文を受付けたときの価格で約定します。 | 価格を指定せずに数量のみを指定し、発注したときに市場で売買できる価格で即時に取引を成立させる注文です。当社がお客様の注文を受付けたときの価格で約定します。 <u>また、レートの変動が大きい時には、発注時の表示価格と乖離した価格で注文が約定する場合があります。</u> |
| (5)～(6) (省 略) | ②～⑤ (現行どおり) |
| 4. (省 略) | (5)～(6) (現行どおり) |
| 5. 禁止行為 | 4. (現行どおり) |
| (省 略) | 5. 禁止行為 |
| (1)～(22) (省 略) | (1)～(22) (現行どおり) |
| (新 設) | <u>(23)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合 (注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合) には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合 (注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合) にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること。</u> |
| (新 設) | <u>(24)お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること (お客様がスリッページを指定</u> |

| 現 行 | 変 更 後 |
|---|---|
| <p>(新 設)</p> <p>6. シストレ24のリスクについて (省 略) (1)～(7) (省 略) (新 設)</p> <p>7. シストレ24に関する用語解説 (1)～(25) (省 略) (新 設)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 11 月 11 日</p> | <p><u>できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます。</u></p> <p><u>(25)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。</u></p> <p>6. シストレ24のリスクについて (現行どおり) (1)～(7) (現行どおり) (8) <u>提示レートが相場から乖離するリスク</u> 本取引は、お客様と当社の相対取引です。本取引では、<u>複数のカバー先からの配信価格や市場環境をもとに当社が生成した独自の価格をお客様に提示しております。そのため、当社が提示する価格は、他の金融機関や市場価格と必ずしも一致するものでなく、大きく乖離する可能性もあります。</u></p> <p>7. シストレ24に関する用語解説 (1)～(25) (現行どおり) (26) <u>スリッページ</u> <u>お客様の注文時に表示されている価格またはお客様が注文時に指定した価格と約定価格とが異なる事象・価格差のことです。</u></p> <p>(以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">平成 25 年 12 月 1 日</p> |